公演記録映像・音声

複製使用申込要項

2022.1 現在

国立劇場視聴室

公共の用に資する調査研究あるいは出版物掲載・放送等の目的で、国立劇場所蔵資料の公演記録映像・音声を複製使用する場合は所定の手続きが必要です。以下の申請手順に従ってお申し込みください。

【貸出手続きの流れ】

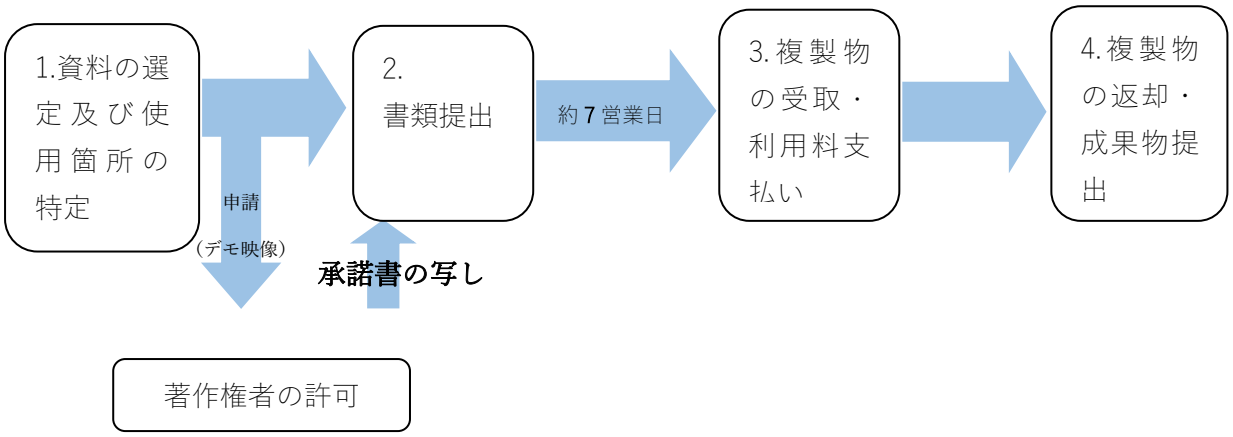

1． 資料の選定及び使用箇所の特定

（1） 視聴予約

- 国立劇場ホームページ内「文化デジタルライブラリー」の「公演記録を調べる」
  https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/plays/
  から使用したい資料を選定した後、視聴室予約専用電話にて視聴予約を行ってください。
  TEL 03-3265-6479　視聴室利用料は 30 分ごとに 110 円です。

（2） 使用箇所の特定

- 視聴室にてタイムコードや台本を参考にしながら使用箇所を特定します。
- **資料の選定及び使用箇所の特定は、利用者自身が行ってください。**
  当方でこれを代行することはありません。
  選定後、当方の職員が特定箇所を確認いたします。

（３） 出演者の許諾

・ **映像の使用にあたっては必ず出演者全員の許諾を得てください。**
著作隣接権処理は利用者自身で行っていただきます。当方でこれを代行することはありません。

※ 歌舞伎の著作隣接権処理は「公益社団法人日本俳優協会」（http://www.actors.or.jp/）が、文楽は「一般社団法人人形浄瑠璃文楽座」（http://bunrakuza.or.jp/）が行っております。申請方法の詳細は HP でご確認ください。
いずれも当方で作成したデモ映像を上記団体に提出し、許諾を得ることになります。（デモ映像の作成には実費をお支払いいただきます。）

２． 書類の提出

下記の書類を郵送または持参により視聴室までご提出ください。

① 資料複製・使用申込書（視聴室書式）
・署名は所属団体や会社名、もしくは代表者名とし、社判を押印してください。
・使用箇所を明記してください。

② 企画書（自由書式）
・出版物の場合は、掲載媒体（紙・PDF・電子書籍・DVD・Web 等）、出版物の概要、使用目的、出版予定日、部数、予定価格を含めて具体的に書いてください。
・放送利用の場合は、番組内容、使用目的、放送日に加え、再放送やオンデマンド放送、ネット・アプリ等での放送・配信情報（媒体数）も含めて具体的に書いてください。

③ 著作権所有者の承諾書の写し

※ 歌舞伎・文楽の場合、①・②はデモ映像作成前にご提出ください。

３． 複製物の受け渡しと料金のお支払い

（１） 許可の通知
申請書類の受領後、企画等について審査を行います（通常 7 営業日）。利用が許可され次第ご連絡いたします。この時あわせて料金もお知らせします。
※歌舞伎・文楽の場合は、2.③著作権所有者の承諾書の写しが届いた時点で正式な許可となります。

（２） 複製物のお渡し
複製物は DVD または BD での貸出しとなり、手渡しもしくは着払い郵送でのお渡しとなります。

（３） 料金のお支払い

・ 複製使用料は 1 媒体につき 60 秒までで映像：33,000 円、音声：16,500 円となります。以後 1 秒ごとに 300 秒まで映像：440 円、音声：220 円が加算されます。それ以上の秒数の場合は別途ご案内します。
（放送の場合は同局再放送 1 回分を含みます。）

またあわせて複製作業料とディスク代をお支払いいただきます。

- WEB 等での同時配信は別媒体として別途料金が発生いたします。
  ただし 2 媒体目は 8 割、3 媒体目 6 割、4 媒体目以降 5 割相当額となります。
- 使用目的によっては料金が異なる場合もありますので、予めご相談ください。
- **許可後の実際の利用の有無にかかわらず、許可がおりた段階で料金が発生いたします。**
- 料金の支払い方法は、複製物受け取り時の現金払い、あるいは請求書による振込払いとなります。

4．映像の返却

- **ご利用後、映像媒体は必ずご返却ください。**

5．再使用について

- **2 回目以降の再放送、または再版、改定等の場合、再申請が必要となります。**

6．留意事項

- **映像の使用にあたっては「国立劇場」等のクレジットを使用部分（放送の場合にはエンドロールにも）に必ず明記してください。**
- 利用後は放送 VTR や掲載メディア等の成果物を 1 部ご提出ください。
- 貸し出した映像から無断で複製、転載、転送、改変することは、禁止いたします。

申請窓口
国立劇場視聴室
〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1
TEL　：03-3265-6479
受付　：視聴室開室日 10:00～17:00